

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 東京都宝くじの発売(十一件)……………(財務局主計部公債課)……………一
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……………(財務局財産運用部管理課)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)……………一〇
- 令和元年度職業訓練指導員試験の実施……………(産業労働局雇用就業部能力開発課)……………二
- 令和元年度技能検定の後期実施……………(同)……………三

### 告示

●東京都告示第三百六十三号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千四百四十四回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百三十万枚 二億三千万円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和元年十月二日から同月二十二日まで
七 抽せん期日	令和元年十月二十五日
八 当せん金支払開始期日	令和元年十月三十日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	千五百万円 一本
一等の前後賞	二百五十万円 二本
一等の組違い賞	十万円 二十二本
二等	三十万円 四十六本
三等	三万円 二百三十本
四等	五千元 二千三百本
五等	千円 二万三千本
六等	百円 二十三万本
計	二十五万五千六百一本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百六十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千四百四十五回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百万枚 二億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和元年十月九日から同月二十九日まで
七 当せん金支払開始期日	令和元年十月九日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三百万円 四本
二等	五万円 二百本
三等	一万円 千本
四等	三千元 六千本
五等	千円 二万本
六等	二百円 十万本
計	十二万七千二百四本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千四百五十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和元年十二月二十五日から令和二年一月十四日まで

七 抽せん期日 令和二年一月十七日

八 当せん金支払開始 令和二年一月二十二日

九 期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 四十九本

二等 百万円 五十本

三等 五千万円 五千本

四等 千円 五万本

五等 二百円 五十万本

初夢賞 五万円 五百本

計 五十五万五千六百二本  
 備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証票法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百七十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 起業者の名称

葛飾区

二 事業の種類

東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第二百七十四号線

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

葛飾区立石一丁目及び立石七丁目各地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
 葛飾区役所都市整備部調整課

●東京都告示第三百七十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月二日

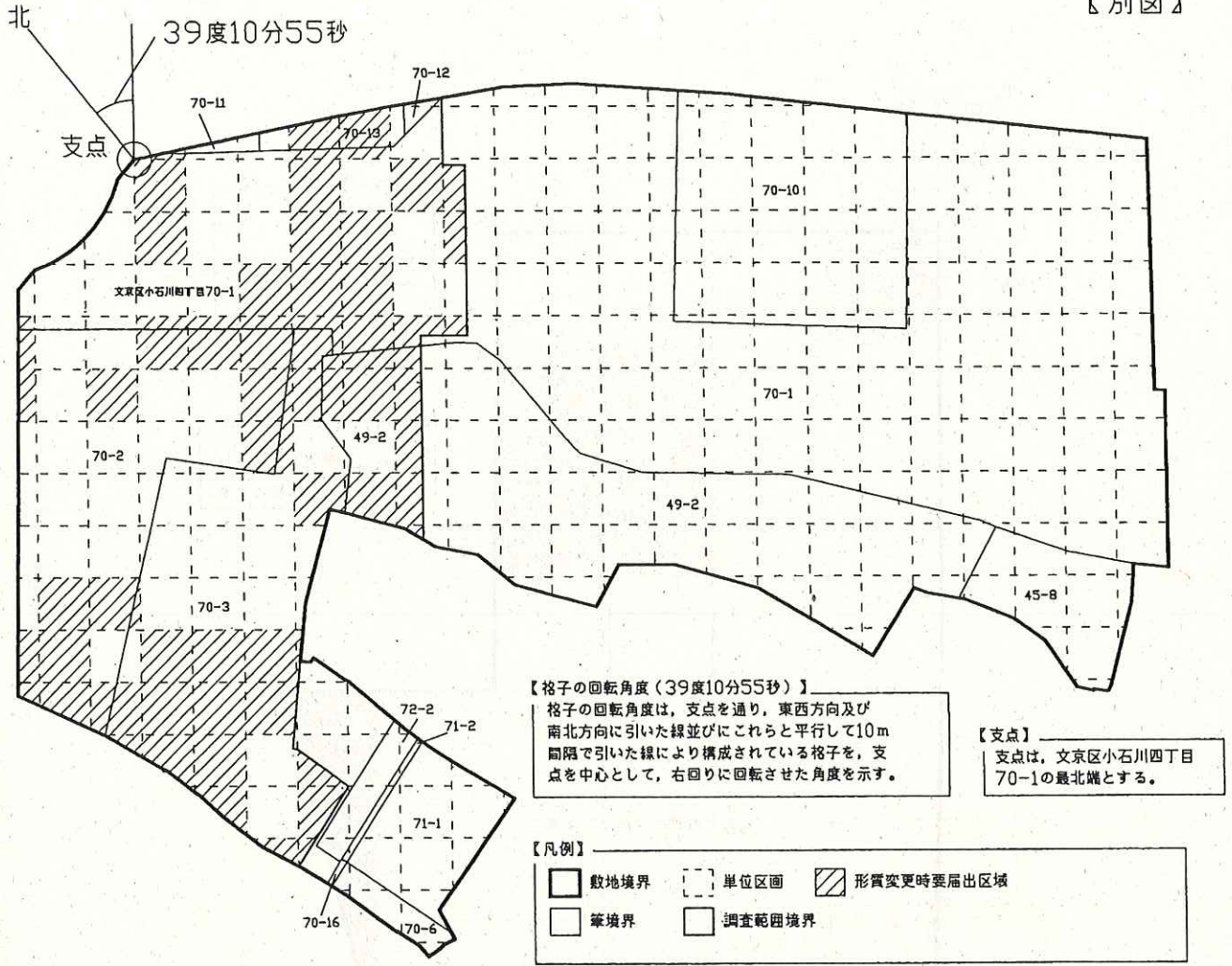
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区小石川四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【別図】



●東京都告示第三百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一  
 第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第七百八  
 五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同  
 条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、  
 次のとおり告示する。

令和元年九月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸九丁  
目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去